

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令案要綱

第一 海賊多発海域

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める海域は、北緯八度五十二分東経七十八度八分の点と北緯六度五十六分東経七十九度五十四分の点を結んだ線、北緯七度二分東経八十一度五十分の点、南緯十度東経八十一度五十分の点及び南緯十度東経三十九度四十八分の点を順次結んだ線、北緯二十五度五十九分東経五十六度二十四分の点と北緯二十五度五十分東経五十七度十九分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）に限る。）とすること。（第一条関係）

第二 原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資

法第二条第四号の政令で定める物資は、原油とすること。（第二条関係）

第三 特定警備に従事する者の確認に係る欠格要件に関する規定の整備

法第七条第二号口の政令で定める病気、同号ヌの政令で定める罪及び同号ルの政令で定める罪の範囲を定めることとすること。（第三条から第五条関係）

第四 通過海域

法第十四条第一項の政令で定める外国の領海は、北緯十二度四十七分東経四十五度の点、北緯十一度四十八分東経四十五度の点及び北緯十一度二十七分東経四十三度十五分の点を順次結んだ線、北緯十六度二十三分東経三十九度十分の点と北緯十六度二十三分東経四十二度四十七分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域内の外国の領海とすること。

(第六条関係)

第五 この政令は、法の施行の日（平成二十五年十一月三十日）から施行するものとする。

(附則関係)